

山口県報

平成 22 年
8月13日
(金曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一

土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可(農村整備課)……………三

換地処分届出(都市計画課)……………三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………三

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………四

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………四

公安委告示

技能検定員審査の実施……………五



山口県告示第二百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年八月十三日から同年九月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 全国農業協同組合連合会
住 所 東京都千代田区大手町一丁目三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 全国農業協同組合連合会山口県本部山口加工場
所 在 地 山口市仁保下郷一七七一番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号の飲料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設及びろ過施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
"	"	"	"	"	七	通 水素イオン濃度 常 (水素指数)	排出水の汚染状態の値
"	"	"	"	"	八、六	大 化学的酸素要求量 通 (mg/l)	
"	"	"	一〇	"	二二	常 浮遊物質量 大 (mg/l)	
"	"	"	一五	"	二五	通 大腸菌群数 常 (個/ml)	
"	"	"	五	"	二〇	大 窒素 常 (mg/l)	
"	"	"	一〇	"	三五	通 窒素 常 (mg/l)	
"	"	"	一〇	"	一〇〇	大 窒素 常 (mg/l)	
"	"	"	二	一	三	通 窒素 常 (mg/l)	
"	"	"	三	一四	五	大 窒素 常 (mg/l)	
"	"	"	一	二	一	通 窒素 常 (mg/l)	
"	"	"	二	"	三	大 窒素 常 (mg/l)	
"	三〇	"	一五〇	"	七、三七	通 排水の一日当たりの量 (m ³) 常	
"	五〇	"	二〇〇	"	九、一三	大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設		種 類	
処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	七
"	八、六	"	九、五
"	二二	"	一、〇五〇
"	二五	"	一、三〇〇
"	二〇	"	一六〇
"	三五	"	二六〇
"	一〇〇	"	一、〇〇〇
一三	三	"	一〇
二五	五	"	二〇
三	一	"	三
四	三	"	五
"	"	"	三、一一
"	"	"	三、九二

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設		種 類	
変更後	変更前	項目	
"	鉄筋コンクリート製	構 造	能 (m ³ /日)
"	三、九二〇	処理の方式	連 続
"	ろ過・生物処理・凝集沈殿	使用時間	二四時間
"	二	一日当たりの使用時間	概 季節的変動の要
"	変動なし	概 季節的変動の要	年 工事着手予定 月 日
(既)		年 工事完成予定 月 日	年 使用開始予定 月 日
(設)			

(一) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

山口県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関成

一 土地改良区の名称

山陽土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

石束頭首工

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間は、毎年六月上旬から九月下旬までの期間とし、取水口樋門の通水の開始日は、山陽土地改良区秋山地区運営委員会が決定する。

2 取水口樋門の監視人は、かんがい期間以外は取水口樋門を閉鎖するものとする。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

取水口樋門の監視人は、取水口樋門の開閉装置の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

下関地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、下関地方気象台及び関係機関との連絡を密にするとともに、取水口樋門を閉鎖するものとする。

四 認可年月日

平成二十二年八月六日

山口県告示第二百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二百三条第三項の規定により、美祿下村土地区画整理組合から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十二年五月十八日

二 換地処分の内容

平成二十二年五月十三日認可された換地計画のとおり

山口県告示第二百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、稗田県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関成

一 稗田県営住宅新築工事

(一) 工事場所 下関市山の田北町五〇番一

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上七階建	二、九二六平方メートル	四二戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規

定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十二年八月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年八月二十七日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年九月七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三一一八七〇）にすること。

山口県告示第二百九十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百

六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関成

一の表中

長府交通安全協会
和 会長 鳴本聡

を

長府交通安全協会
二 会長 重村啓

に改める。



(二七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年三月二十六日山口県公告（七七六）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年八月十三日から同年九月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー西岩国店

所在地 岩国市多田一〇〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年三月二十六日山口県公告（七七七）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年八月十三日から同年九月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンターグッデイ長府店
所在地 下関市長府才川一丁目六一六
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年四月二日山口県公告(九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年八月十三日から同年九月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 おのだサンパーク
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 おのだサンパーク
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



山口県公安委員会告示第四十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十三日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十二年九月十三日(月曜日)及び同月十四日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十二年八月三十日(月曜日)から同年九月三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三 教則の内容となつてゐる事項	一千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千二百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年九月十四日(火曜日)及び同月十五日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年八月三十日(月曜日)から同年九月三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年九月十六日（木曜日）及び同月十七日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年八月三十日（月曜日）から同年九月三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に

相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	一千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年九月十七日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年八月三十日（月曜日）から同年九月三日（金曜日）までの午前八時三

十分から午後五時十五分まで
 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
 五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三十二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考
 八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成二十二年八月十三日印刷
 平成二十二年八月十三日発行

発行所 山口県庁
 山口県知事